

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業保険法	法令番号	昭和 22 年法律第 185 号	
手続名	総会での決議、選挙又は当選の取消	根拠条項	第 213 条	
処分基準	<p>組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総会での招集手続き若しくは議決の方法又は役員若しくは総会の選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一月以内に当該決議又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すか否かを判断することとする。</p>			
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課